

東村山市 第3次農業振興計画 骨子案

2020年(令和2年)12月

東村山市

目 次

はじめに

第1章 東村山市農業振興計画とは

- 1 計画の目的
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置づけ

第2章 本市農業の現状と課題

- 1 東村山市農業の現状
- 2 東村山市農業に関する主な取組
- 3 関係者の意向
- 4 東村山市農業を取り巻く状況
- 5 東村山市農業の特徴

第3章 東村山市農業の将来像と基本的方向

- 1 これからの東村山市農業の考え方
- 2 東村山農業の将来像
- 3 東村山市農業の基本的方向

第4章 施策体系と取組

- 1 施策体系
- 2 具体的な取組

第5章 重点プロジェクト

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 進行管理の仕組み
- 3 成果指標

第7章 農業経営基盤強化促進基本構想

資料編

- 1 計画の策定経過
- 2 検討会議等（設置要綱、名簿等）
- 3 用語集

第1章 東村山市農業振興計画とは

1 計画の目的

- 東村山市では、平成13年（2001年）に第1次、平成23年（2011年）に第2次の「東村山市農業振興計画」を策定し、各種施策を展開してきました。
- 第2次農業振興計画策定から10年が経過し、その間、農業従事者の高齢化、担い手不足、農地の減少など、本市の農業は厳しさを増しています。
- また、平成27年（2015年）には「都市農業振興基本法」が施行され、平成28年（2016年）には、「都市農業振興基本計画」が閣議決定されました。これまでは、市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区に指定された農地以外は、「宅地化すべきもの」と位置づけられてきましたが、都市に「あるべきもの」へと大きく転換しました。その他にも、「生産緑地法」の一部改正による生産緑地の下限面積の緩和等や「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の施行により生産緑地の貸借が可能になるなど、本市の農業を取り巻く環境が大きく変わりました。
- さらには、令和2年には新型コロナウイルス拡大により、世界の経済活動が停滞するとともに、市民の生活様式も変化し、農産物の流通にも影響が出ています。このような動向や変化に対応できるよう、本市における農業の役割はより一層重要になっており、従来型から一歩踏み出した農業政策の推進が必要となっています。
- 本計画は、東村山市農業が、活力ある持続可能なものとなるよう、令和2年度をもって終了する「東村山市第2次農業振興計画」の実施状況を評価・検証するとともに、将来人口の動向など、社会環境の変化及び国や東京都の都市農業を取り巻く新たな状況を踏まえ、今後の農業振興の展開を図るため策定するものです。

2 計画の期間

- 本計画の期間は、令和3年度から令和12年度（2021年度～2030年度）の10年間とします。
- なお、第5章の重点プロジェクトは、当面5年間（令和7年度（2025年度）まで）に重点的に取り組むプロジェクトを記載するとともに、第6章の成果指標の目標年度は、令和7年度（2025年度）までとしています。
- また、計画の進捗状況や社会・経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

3 計画の位置づけ

- 本計画は、国の法律や計画、国に基づく都の計画や方針、東村山市の「第5次東村山市総合計画」を上位計画とし、総合計画の分野別計画に位置付けられます。
- なお、他の部門の関連行政分野の計画とも整合性を図りながら施策を推進します。
- また、本計画は、都市農業振興基本法第10条に定められた「地方計画」であるとともに、農業経営基盤強化促進法の農業基本構想に位置づけるものとしてします。

第2章 本市農業の現状と課題

1 東村山市農業の現状

- 東村山市の概況
- 東村山市農業の概要
- 農地の状況
- 担い手の状況
- 農業生産等の状況 などについて、統計資料等を記載

2 東村山市農業に関する主な取組

- 地産地消の取組
- 付加価値型農業の取組
- 交流型農業の取組
- 食育、食農教育の取組 などについて、現況施策等を記載

3 関係者の意向

- 農業者の意向
- 市民の意向
- 関係者の意向 などについて、アンケート調査、ヒアリング調査、懇談会内容等を記載

4 東村山市農業を取り巻く状況

- 国の都市農業に関わる動向
- その他関連する動向 などについて記載

※例

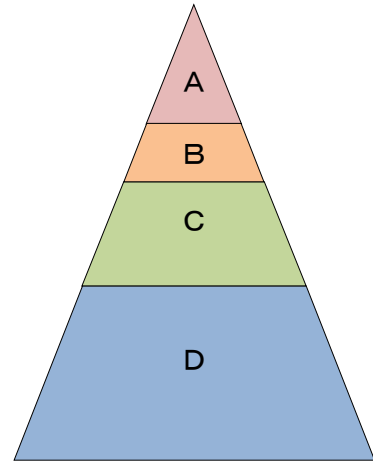
- ・都市農業振興基本法
- ・生産緑地法の改正
- ・都市農地貸借法
- ・気候変動
- ・SDGs
- ・スマート農業
- ・農福連携
- ・新型コロナウイルス（新しい生活様式）
- ・安心・安全、健康に対する意識の高まり

5 東村山市農業の特徴

(1) 経営規模別の農家の特徴について

○農業者へのアンケート調査結果から、東村山市の農業者の経営規模別に分類すると、経営規模C、Dが農家全体の約70%（169戸）を占めています。

経営規模	農業所得	戸数
A 大規模販売農家 (認定農業者クラス)	300万円以上	32戸 (13.2%)
B 中規模販売農家 (認証農業者クラス)	100万円以上 300万円未満	42戸 (17.3%)
C 小規模販売農家	50万円以上 100万円未満	24戸 (9.9%)
D 自給的農家等	50万円未満	145戸 (59.7%)
合計		243戸 (100.0%)



注: 合計の農家戸数は、農業者アンケートの有効回答数の数値。農業所得を尋ねる設問で、「無回答」は上記の「D 自給的農家等」に含めている。

○また、経営規模別の主な特徴を下記に示します。

経営規模	主な特徴
A 大規模販売農家 (認定農業者クラス)	<ul style="list-style-type: none"> ○「花き農家」「果樹農家」が中心（施設栽培型の農家が多い）である。 ○新型コロナウイルス感染症の影響は限定的であり、直売所の売上増などプラスの影響が出ている農家もある。 ○若い就農者（後継者）も比較的育っている。 ○規模を拡大したい農業者は少ない（アンケート調査では約6件）。 ※規模拡大には、借地で施設整備を行うことによるリスクが伴う ⇒所得向上を図るには、単位面積あたりの生産量の増加や品質の向上等が考えられる。 ○施設整備の補助制度などは充実している。 ⇒施設改修に関する支援や補助ニーズがある
B 中規模販売農家 (認証農業者クラス)	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度から開始された市独自基準の認証農業者は、東京都の補助事業の対象にはならないが、市独自の補助事業の対象となる。 ⇒東京都の補助事業の対象となることは経営力の強化につながり、認定農業者へのステップアップにつながる。 ○露地野菜の生産者を中心に、規模拡大や所得増加の可能性がある、そのための支援策が求められる。

経営規模	主な特徴
C 小規模販売農家	<ul style="list-style-type: none"> ○所有する農地で多品目少量栽培を行い、得意先への個販かまたは庭先販売所での生産が多い。 ○農地の一部のみで栽培している農家も多く、経験による需要を予測した生産（売れる分だけの生産）が行われている。 ⇒農業以外の収入があり、農地を維持することを目的にしている可能性が高い（販路開拓や所得向上をめざしていない）。 ○このような農地の生産者に対して、より多く生産していただくか、継続して生産いただくかが重要な課題であり、都市農地貸借法の活用や新たなモデルの展開検討が求められる。
D 自給的農家等	<ul style="list-style-type: none"> ○生産者が高齢化をしている、あるいは後継者として農業をしたことがなく、農地の維持が難しいなどの課題が考えられるとともに、行政や周辺農家とのつながりが希薄なことが想定される。 ○生産緑地の貸借に関する制度周知など、このような農地を維持・保全するための施策が求められる。 ※アンケート調査では、「規模縮小をしたい農家」は61件、「農地をすべて手放したい（売りたい）農家」は22件。

【参考】経営規模別の栽培面積の状況(農業者アンケート調査結果)

○農業者アンケート調査の回答割合から栽培面積を推計すると、販売金額が100万円未満（CとDの合計）の農地で約47haあり、全体の半分近くを占めています

経営規模	農業所得	農家戸数		栽培面積	
		戸数	割合	面積	割合
A 大規模販売農家 (認定農業者クラス)	300万円以上	32戸	13.2%	27.2ha	27.4%
B 中規模販売農家 (認証農業者クラス)	100万円以上 300万円未満	42戸	17.3%	25.6ha	25.8%
C 小規模販売農家	50万円以上 100万円未満	24戸	9.9%	11.3ha	11.3%
D 自給的農家等	50万円未満	145戸	59.7%	35.2ha	35.5%
合計		243戸	100.0%	99.3ha	100.0%

※農業者アンケートで栽培面積を尋ねる設問では、例えば「20～40a未満」という選択肢から選んでいただいたことから、栽培面積を推計する際には、その中間値（例の場合30a）とそれを選択した農家戸数を乗じて合計の栽培面積を算出している。

(2)東村山市農業の強み(特徴)

①市民(15万人)、都心部などマーケットが非常に近い(恵まれた立地条件)

○市民アンケート調査によると、3分の2の市民は、東村山市産農産物の購入意向があり、「新鮮」、「市内農家を応援したい」、「安心・安全だと思う」、「生産者が見えてよい」などが東村山市産農産物を購入したい主な理由です。

②直売所や庭先直売所、スーパーなど、身近な販路が市内に多く分布(地産地消が活発)

○農林業センサスによると、自営の農産物直売所は107か所あり、東京都の26市の中で3番目の多さです。

・面積当たり自営直売所；6.24か所/km²（同5位）

・人口当たり自営直売所；7.13か所/万人（同4位）

○東村山市の農産物の購入先として、今後、共同直売所や庭先直売所、市主催のマルシェを利用したいと考える市民が多く、市内に多数分布する身近な直売所等の潜在的なニーズがあります。

③東村山市の特産品である農産物があり、一定の販路を確立

○東村山市には、多摩湖梨、ぶどう、キウイなどの特産品があり、農業者や生産組合等の取組により、一定の販路を確立しています。

④中心的な担い手により、特徴的な農業が展開

○花き農家、果樹農家を中心に、認定農業者60経営体、認証農業者6経営体が営農しており、農業経営体によっては、若い就農者（後継者）が育っています。

こうした中心的な担い手の特徴として、補助事業等を積極的に活用し、農業用ハウス等の農業施設の設置や、果樹における根圏制御栽培の導入など先進技術等を導入し、計画的に農業経営力の強化を図っていることが挙げられます。

⑤多面的機能の発揮(市域にとって農地は非常に重要)

○市内の農地面積は、令和元年度147.3ha（市域の8.6%）であり、森林や緑地面積の少ない本市にとっては、身近にある非常に貴重な緑地として、生産機能だけでなく、防災や環境保全など多面的機能の役割を有しています。

⑥市民の農にふれあう機会の高まり

○市民アンケート調査によると、市民農園、体験農園など、農に関する取組を実践したい市民は2割近く存在します。

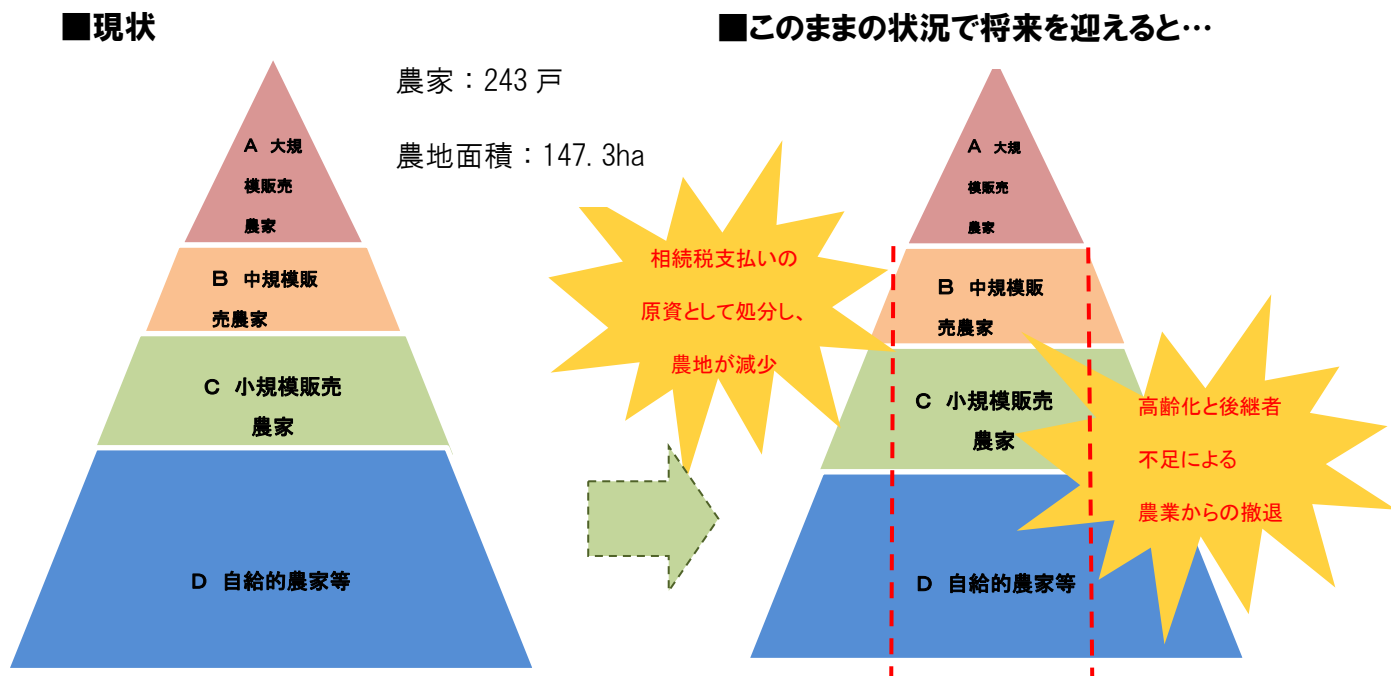
○3か所の市民農園（計211区画（1区画30m²））について、うち2か所は定員以上の申込があり、高いニーズがあります。

○また、6か所の体験農園（計499区画（1区画30m²））の利用率は約75%であり、区画が埋まっている農園もあります。

(3)東村山市農業の主な将来予測(課題)

①農業者の高齢化が高まり、担い手が減少する可能性がある。

- ・特に下図のC. 小規模販売農家と、D. 自給的農家等の担い手



※農家数は農業者アンケート、農地面積は令和元年度 東京都の地域・区市町村別農業データブックより引用

②農地の遊休化と減少

- ・上記に伴い、耕作困難な農地が増える可能性がある。特に、下図のC. 小規模販売農家と、D. 自給的農家等の有する農地は管理が難しくことが想定されます。
- ・さらに、相続税支払いの原資として農地（生産緑地であっても）を処分することによる減少も見込まれます。
- ・市内農地面積の約半分を占めるC. 小規模販売農家、D. 自給的農家等が参画でき、農地を維持する意欲が高まる施策が求められています。

③地産地消マーケットの縮小

- ・地産地消面では、市内人口が減少し、高齢化も進むため、マーケットが縮小傾向となることが想定されます。
(現在の人口は約15万人。10年後の人口予測は約14.3万人に減少。)
- ・特に高齢化に伴い、買い物難民などが増えることが想定されます。
- ・一方、地産地消へのニーズは高いため、実際にどの程度縮小するかは未知数です。

④庭先直売所の運営

- ・庭先直売所は市内農業者における主要な販路となっています。消費者（市民）は、庭先直売所の場所や販売状況がわからないといった声があり、また農業者側は、庭先直売所の老朽化による改修費用や農産物の価格が安価になりやすいことが課題です。

また、コロナ禍による自動販売機の設置要望もあります。

⑤情報共有不足等によるミスマッチ

- ・地産地消の推進に向けては、販売規模が大きい農業者はすでに販路を持っているなど、マーケットのニーズに応えられる農業者が少ないことが課題です。この要因として農業者とマーケット側を結びつける取組がなく「マーケットのニーズが農業者に十分伝わっていない」ことが考えられます。
- ・農業者の活動や、市内の特産品・地産地消についての情報などの「農」を取り巻く情報が、農業者、市民、事業者、行政の間で十分に機能していないことも見受けられ、必要な情報を必要な人にいかに「伝える」かが課題です。

⑥農業用施設等の課題

- ・農業用施設等への補助事業については、新規施設の設置に関しては充実していますが、農業用施設の経年劣化等の改修のみを行う費用の支援については不十分であり、農業者の経営を圧迫していることから、改修における支援策の充実が課題となっています。

第3章 東村山市農業の将来像と基本的方向

1 これからの東村山市農業の基本的考え方

前章の（１）（２）の強みや課題を踏まえ、本市の農業振興に関する基本的考えを以下のように定めます。

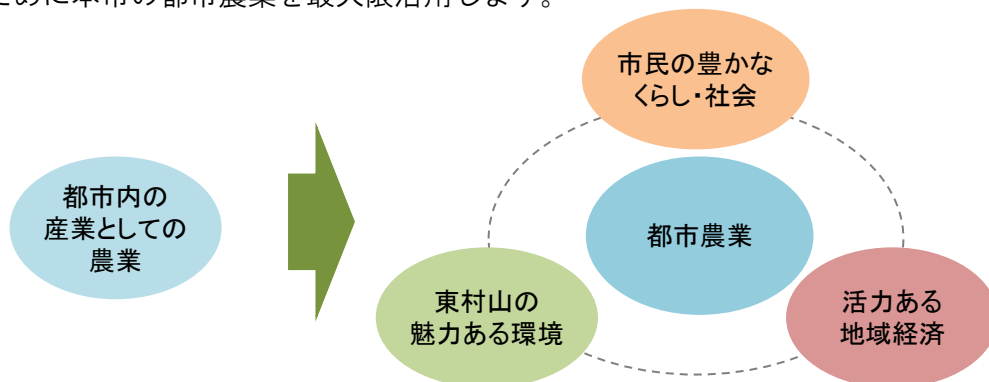
1 都市農業は、東村山市自体の価値を高めるような「**多面的価値**」を有しており、その向上をめざす

- 都市農業振興基本法では、都市農業の多様な機能を、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供、都市住民の農業への理解の醸成と定めています。それは単に農業分野にとどまらず、第5次総合計画の基本構想の将来の姿につながるような東村山市自体の価値を高める役割も有しています。法律で定められた機能を踏まえつつ、本市の農業の強み等を活かす形で、以下のような東村山市の農業の「多面的価値」について、継続的な向上をめざします。



2 狭義の産業政策のみならず、SDGsの視点を加えた全市的な「**総合政策**」の観点から取り組む

- これまでは「都市内の1つの産業としての農業」という位置づけのもと、狭義の産業政策として対応してきた面がありましたが、環境保全や景観形成、市民の暮らしの向上、地域経済への貢献など全市的な総合政策として「都市農業」を捉えます。
- 特に、SDGsの視点も考慮し、第5次総合計画で描かれている東村山市の将来像を実現するために本市の都市農業を最大限活用します。

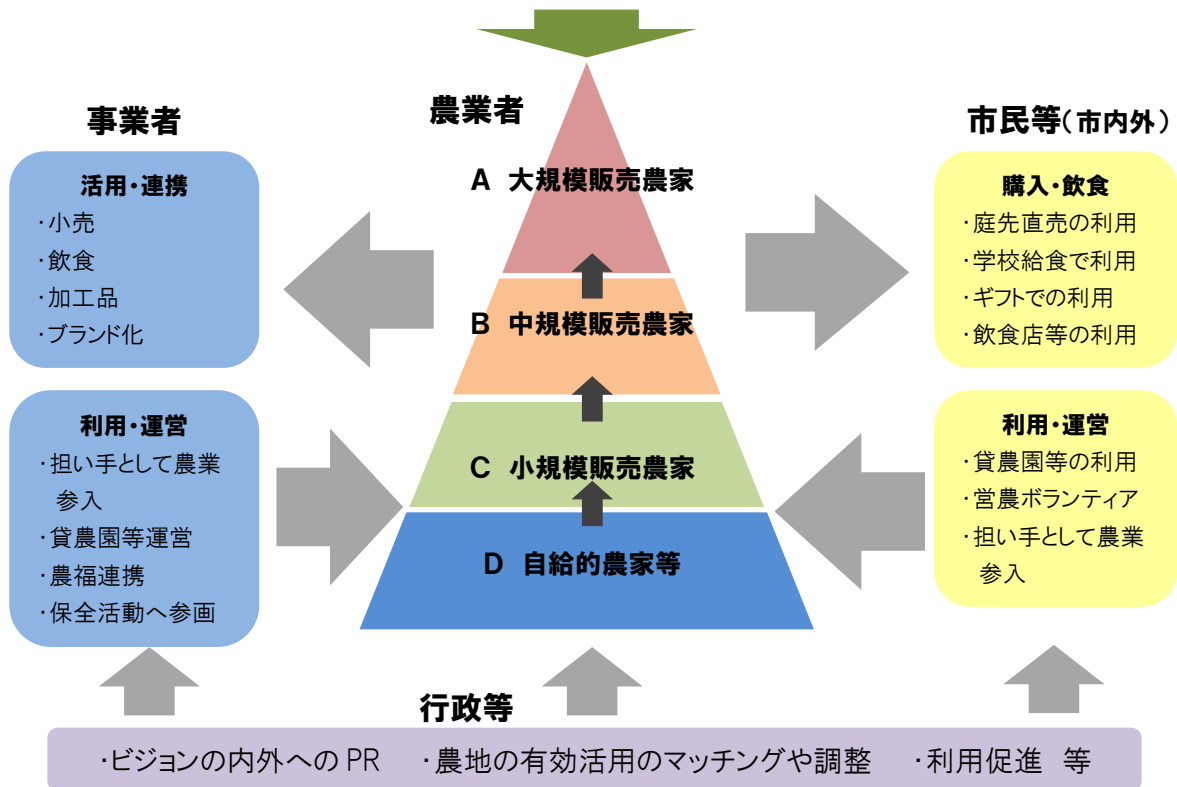


3

農業者のみならず、市民、事業者、行政の協働によって、オール東村山で、都市農地を持続的に保全・活用する

- ・ 農業者の努力だけでは、担い手が圧倒的に不足するため、都市農地を持続的に保全することは難しい状況です。市民や事業者も参画して、行政との協働により、オール東村山で都市農地を守っていきます。

東村山市の都市農業の保全・活用の将来ビジョンの共有



2 東村山農業の将来像

これからの東村山市農業の基本的考え方を踏まえ、10年後の東村山農業の将来像を以下のように定めます。

(仮称)

～農でつながり、みんながたのしむ・東村山～

農の「しごと」 を たのしむ 【地域経済】	地元産の新鮮な「食」 を たのしむ 【地産地消】	農ある「風景」 を たのしむ 【風景・文化】
自慢の 「特産品」の価値 を たのしむ 【ブランド】	～農でつながり、 みんながたのしむ 生活都市・東村山 ～	「食育」と農の「学び」 を たのしむ 【教育・食育】
「新しい成果創出」 を たのしむ 【異業種との連携】	安心な暮らし を たのしむ 【環境・防災】	農との触れ合い を たのしむ 【健康・生きがい】

※決定した将来像による説明を記載

農ある風景が残る東村山市で、農業者は意欲にあふれて「しごと」を楽しみ、市民は安全・安心でおいしい農産物を気軽に手に入れとともに「農との触れ合い」を楽しみ、事業者等は農と連携した「新しい価値創出」を楽しみ、東村山市に暮らすみんなが農とつながり、楽しみ、農に対する価値観を共有することによって、東村山市における都市農業の価値を実感できるまちを目指します。

<その他 将来像の候補・キーワード(案)>

楽農生活都市・東村山

農業共生都市・東村山

農のある生活・東村山

農をたのしむまち・東村山

アグリライフ都市・東村山

美しい農業文化・東村山

農業でくらしが輝く・東村山

農の輪がつながり、みんながたのしむ・東村山

3 東村山市農業の基本的方向

(1) **守る** 東村山の「多面的価値」を高める都市農地の持続的な保全

農地は、豊かな景観の創出や交流の創出など、都市の価値を高める機能を有しています。農地の持続的な保全を図るためには、農業者は自給的農家から大規模農家まで幅広く、また市民にもその価値を理解してもらう必要があります。そのため、都市農地の価値や農地制度における説明会等を開催し、農業者に農地を維持してもらう意識を高め、生産緑地の追加指定や特定生産緑地の指定を進めるとともに、市民には農とのふれあいなどを通じて都市農業への理解醸成を促進します。

また、農地の減少に歯止めをかけるため、都市農地貸借円滑化法を活用し、農地を貸したい人・借りたい人のマッチング制度を創設し、農地を借りたい人（農業者、市民、事業者等）への流動化を進め、農地利用を促進します。

(2) **稼ぐ** 多様な担い手による儲かる農業の展開

農業者が稼げる農業を展開し、経営力の強化を図れるように、小規模農地における生産性の向上や省力化による労働力削減のための新技術やICT等の先端技術を活用したスマート農業に対する取り組みを支援します。

また、農産物ブランド化の展開により、東村山市産農産物の商品価値を高め、地産地消のみならず、今後の人口減少を見据えた地産外消（ECサイト等）に取り組めます。

さらに、担い手が高齢化、減少する中で、農家出身の後継者に限らず、援農ボランティアなどの市民や事業者等による多様な新規の担い手の確保・育成に努めます。

(3) **食べる** 東村山産の「地産地消」の拡充

東村山市には地産地消の場としての共同直売所のほか、最大の特徴として庭先直売所が市内に多く分布していることであり、それが市民に安全・安心な東村山産の農産物を届ける身近な地産地消拠点になりうるため、それら共同直売所や庭先直売所の整備を支援します。

また、JAと連携して東村山市における農産物販売拠点（共同直売所）のあり方を検討し、東村山市産の特産品や農産物を提供する場を拡充します。そのほか量販店や学校給食、飲食店なども含めて、安全・安心な東村山市産農産物を扱うチャネルを拡充します。

(4) **触れ合う** 「農」と触れ合う市民のくらしの展開

地元で自分の時間を大切にすることが増えています。特に、新型コロナウイルス感染症に伴い、身近な環境へ注目し、園芸や栽培に関するニーズも高まっているため、市民農園や体験農園、観光農園など市民が農を楽しむ機会の拡充を図ります。具体的には、体験農園の契約支援や、観光農園における整備支援などにより、市民が気軽に農と触れ合う場を充実させ

るほか、西武線沿線や近隣自治体など市外からの誘客のため、農園主にWeb運営の専門家派遣の支援などを行います。

(5)産み出す「農」との連携による新しい価値創出への挑戦

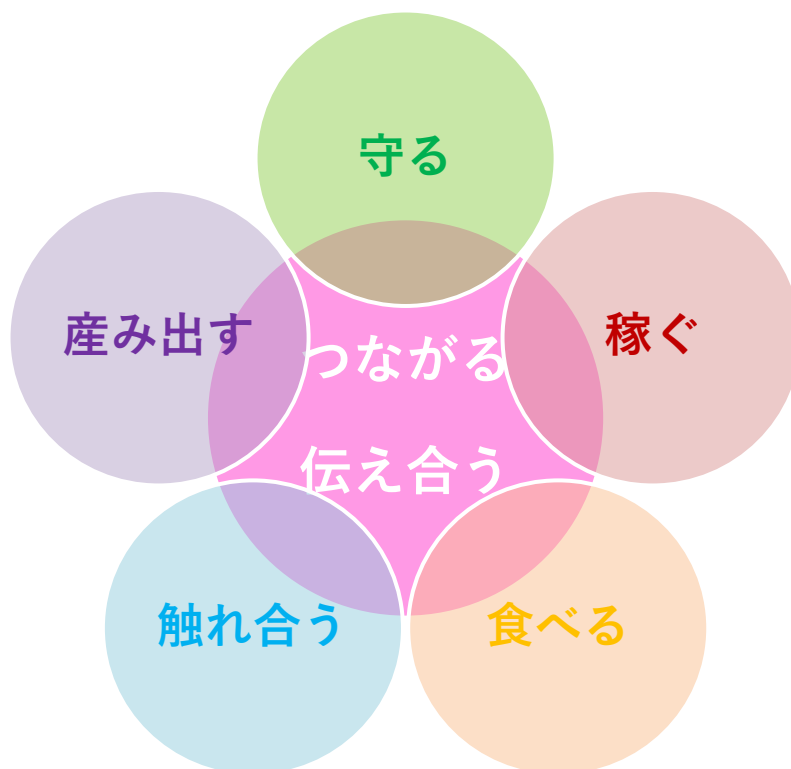
「農」は異業種や異分野との連携により、新しい価値創出や社会課題の解決に結びつく可能性があります。現状では、飲食店等が農業者と連携したい意向があっても、情報共有やマッチングの創出に課題があります。

今後、こうした課題を解決することで、東村山市の新たな産業としての価値の創出を図ります。農業者と市内の飲食店等との交流の場をつくとともにコーディネートを行い、異業種間連携による加工品開発や販売などの6次産業化、観光と連携したプロモーション、福祉団体と連携した農福連携等に挑戦します。

(6) (1)~(5)共通 つながる・伝え合う「農や食」の魅力や取り組み等に関する情報共有と発信

上記の方向の基本的・共通的な事項として、農業者、市民、事業者、市などの関係者の間で、都市農業に関する必要な情報の共有を進めるため、新たな情報共有・情報発信方法の創出など、都市農業への関心を高め、関わる人の輪が広がるような取り組みを進めます。

【イメージ図例】



第4章 施策体系と取組

1 施策体系

	基本的方向	計画	取組	備考
(1) (5) 共通 (6) つながる・伝え合う 「農や食」の魅力や取り組み等に関する 情報共有と発信	(1) 守る 東村山の「多面的価値」を高める都市農地の持続的な保全	1) 生産緑地の適正な保全と円滑な活用	① 生産緑地の維持・拡大	継続
			② 生産緑地の活用促進	新規
			③ 農地の価値や農地制度の理解促進	拡充
		2) 多様な担い手の確保・育成	① 新規就農者の育成支援	拡充
			② 援農ボランティア育成支援	継続
			③ 多様な担い手の確保	新規
			④ 女性農業者の活躍支援	継続
		3) 都市農地の保全と啓発	① 都市農地の保全に向けた支援	継続
			② 防災機能の活用	継続
		③ 公共のみどりの保全	継続	
	(2) 稼ぐ 多様な担い手による儲かる農業の展開	1) 農業経営力の強化	① 強い農業経営体の育成支援	拡充
			② 情報交換の場の創出	新規
		2) 農業技術・設備等の強化	① 専門家による技術的支援	拡充
			② 新技術の導入支援	継続
			③ 農業施設への支援	拡充
			④ 環境にやさしい農業の推進	継続
		3) 地場産農産物の販路拡大	① 農産物ブランド化の推進	継続
			② 地産外消に向けた支援	拡充
			③ 学校給食の拡充	継続
	(3) 食べる 東村山産の「地産地消」の拡充	1) 庭先直売所の充実	① 庭先直売所の支援	新規
		② 市民に向けた情報発信	拡充	
2) 販売拠点の拡充		① 販売拠点等の拡充	新規	
		② インショップの推進	拡充	
(4) 触れ合う 「農」と触れ合う市民のくらしの展開	1) 市民農園・体験農園の支援	① 市民農園・体験農園の支援	拡充	
	2) 体験農園の支援	② 体験農園の支援	新規	
	3) 農に触れ合う機会の創出	① 農との触れ合いの機会創出	拡充	
		② 小中学校における農業体験の促進	継続	
(5) 産み出す 農との連携による新しい価値創出への挑戦	1) 異業種との連携	① 異業種との連携強化	新規	
		② 農福連携の取組推進	新規	
	2) 地域資源の創出	① 商工・観光と連携した地域資源の創出	新規	
		② 農に関する地域資源の情報発信	新規	

2 具体的な取組

計画	取組 (例)	備考	関係主体
(1) 守る 東村山の「多面的価値」を高める都市農地の持続的な保全			
1) 生産緑地の適正な保全と円滑な活用	① 生産緑地の維持・拡大 ・ 生産緑地の追加指定の支援 ・ 特定生産緑地の移行支援 ・ 国都補助事業を活用した生産緑地の創出 など (農地の創出・再生支援事業) [東京都]	継続	[市][JA] [農業者]
	② 生産緑地の活用促進 ・ 生産緑地貸借マッチング窓口の設置 ・ 国都施策の情報収集と活用 など	新規	[市][JA] [農業者] [事業者] [市民]
	③ 農地の価値や農地制度の理解促進 ・ 農地制度説明会等の開催 (新しい農地施策の意義等) ・ 地区別座談会の開催 など	拡充	[市][JA] [農業者]
2) 多様な担い手の確保・育成	① 新規就農者の育成支援 ・ 農業研修の活用促進 ・ 新規就農者と農家とのマッチング支援 など (フレッシュ&Uターンセミナー等) [東京都]	拡充	[市][JA] [農業者] [市民]
	② 援農ボランティアの育成支援 ・ 援農ボランティアの養成講座 (東京の青空塾) [東京都] ・ 援農ボランティアと農業者のマッチング事業 など	継続	[市][JA] [農業者] [市民]
	③ 多様な担い手の確保 ・ 事業者等新たな担い手の確保 など	新規	[市][JA] [農業者] [市民] [事業者]
	④ 女性農業者の活躍支援 ・ 女性農業者の交流機会の創出 など	継続	[市][JA] [農業者] [市民]
3) 都市農地の保全と啓発	① 都市農地の保全に向けた支援 ・ 国都の環境配慮に配慮した基盤整備補助事業を活用した施設整備支援 など (都市農地保全支援プロジェクト) [東京都] ＜防災兼用農業用井戸・土留めフェンス・防薬ネット等＞	継続	[市] [JA] [農業者]
	② 防災機能の活用 ・ 防災協力農地の効果的な運用 など	継続	[市][JA] [農業者] [市民] [事業者]
	③ 公共のみどりの保全 ・ 公共施設等の緑の整備推進 など (駅前花壇整備事業等) [市]	継続	[市][農業者] [市民] [事業者]

計画	取組 (例)	備考	関係主体
(2) 稼ぐ 多様な担い手による儲かる農業の展開			
1) 農業経営力の強化	①強い農業経営体の育成支援 ・ 認定農業者・認証農業者の育成・支援 （認定農業者・認証農業者補助金） [市] ・ 経営力強化のための支援 （支援チーム会議の開催） [関係機関] ・ 家族経営協定の締結促進 など	拡充	[市][JA] [農業者] [関係機関]
	②情報交換の場の創出 ・ 新技術等の成果発表会の開催 ・ 意見交換会等の開催 など	新規	[市][JA] [農業者] [関係機関]
2) 農業技術・設備等の強化	①専門家による技術的支援 ・ 専門家による作付け等の営農指導の実施 ・ 関係機関との連携強化 など	拡充	[市][JA] [農業者] [関係機関]
	②新技術の導入支援 ・ 国都のスマート農業関連補助事業を活用した施設整備支援 など （都市農業活性化支援事業） [東京都]	継続	[市][JA] [農業者] [関係機関]
	③農業施設の支援 ・ 市補助事業を活用した施設整備支援 など （認定農業者・認証農業者補助金） [市]	拡充	[市][JA] [農業者] [関係機関]
	④環境にやさしい農業の推進 ・ 環境に配慮した病虫害防除技術の普及 ・ 環境にやさしい資材等の推進 など （有機農業推進事業補助金） [市] （農業環境保全対策整備事業） [市]	継続	[市][JA] [農業者]
3) 地場産農産物の販路拡大	①農産物ブランド化の推進 ・ 農産物のブランド化の推進支援 ・ 農産物ブランドの周知・PR など （ブランド化推進事業補助金） [市]	継続	[市][JA] [農業者]
	②地産外消に向けた取組支援 ・ 農業の新たな取組みに向けた支援 ・ ECサイト説明会等の開催 ・ 情報発信に向けた専門家派遣 ・ マルシェ・展示会等の開催支援 など	拡充	[市][JA] [農業者] [事業者] [関係機関]
	③学校給食の拡充 ・ 学校給食における納入支援 ・ 納入者との調整会議の開催	継続	[市][JA] [農業者]
(3) 食べる 東村山産の「地産地消」の拡充			
1) 庭先直売所の充実	①庭先直売所の販売促進支援 ・ 庭先直売所の販売促進のための支援 ・ 魅力的な運営のための支援 など	新規	[市][JA] [農業者] [関係機関]

計画	取組 (例)	備考	関係主体
	②市民に向けた情報発信 ・庭先直売所の情報発信に対する支援 など	拡充	[市][JA] [農業者][市民]
2) 農産物の販売拠点の拡充	①販売拠点の拡充 ・共同直売所(JA)との連携・支援 ・駅前や公共施設等を活用した拠点の検討 ・地場産農産物のアンテナショップの検討 ・マルシェ・展示即売会等の開催 ・移動販売車等による新たな販売方法の検討 など	新規	[市][JA] [農業者] [関係機関] [事業者]
	②インショップの取組推進 ・量販店と農業者とのマッチング等の支援 など	新規	[市][JA] [農業者][事業者]
(4) 触れ合う「農」と触れ合う市民のくらしの展開			
1) 市民農園・体験農園の支援	①市民農園・体験農園の運営支援 ・体験農園の契約支援 ・事業者等による開設等への支援 ・市内農業者による開設等への支援 など	拡充	[市][JA] [農業者][事業者] [関係機関]
2) 観光農園の支援	①観光農園の販売促進支援 ・観光農園の販売促進のための支援 など	新規	[市][JA] [農業者] [関係機関]
3) 農に触れ合う機会の創出	①農との触れ合いの機会創出 ・農との交流機会の創出(農ウォーク) ・オーナー制※など新たな農の体験の場の検討 (※栽培は農家が行い、契約者が契約区画の農産物を収穫する)	拡充	[市][JA] [農業者][事業者] [関係機関][市民]
	②小中学校における農業体験の促進 ・小中学校等における農業体験の促進 ・職業体験の推進 など	継続	[市][JA] [農業者][事業者] [市民]
(5) 産み出す 農との連携による新しい価値創出への挑戦			
1) 異業種との連携	①異業種との連携強化 ・新たな価値創出に向けた異業種交流会・情報交換会等の開催 ・6次産業化や農商工連携の推進 ・市内飲食店等における市内農産物の利用促進 など	新規	[市][JA] [農業者][事業者] [関係機関][市民]
	②農福連携の取組推進 ・農業者とのマッチング支援 ・関係所管との情報共有・連携 など	新規	[市][JA] [農業者][事業者] [関係機関][市民]

	計画	取組 (例)	備考	関係主体
	2) 地域資源の創出	①観光と連携した地域資源の創出 ・販路や利用目的を明確にしたプロジェクトの展開 ・ストーリー性のある地域特産品の創出 など	新規	[市][JA] [農業者][事業者] [関係機関][市民]
		②農に関する地域資源の情報発信 ・東村山市の農の情報発信 ・グリーンツーリズムの展開 など	新規	[市][JA] [農業者][事業者] [関係機関][市民]

第5章 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、当面5年間（令和7年度（2025年度）まで）に重点的に取り組むプロジェクトです。

第4章の具体的な取組の中から、単独あるいは複数を組み合わせた取り組みとします。

(1)都市農地貸借促進プロジェクト

<趣旨>

- ・将来にわたり都市農地を継続的に保全するには、農業者自身が営農できなくなった場合、農地を利用したい別の主体に活用してもらうことが必要です。
- ・そのため、都市農地貸借円滑化法を活用し、農地を貸したい人と借りたい人のマッチング制度を創設し、農地を借りたい人（農業者、市民、事業者等）への流動化を進め、農地利用を促進します。

<取組内容（例）>

- 農業者への説明会の開催
- 都市農地保全・活用に関する説明会の開催・個別相談の実施
- 生産緑地の貸借マッチング（農家、市民、団体、事業者等）
- モデル事業の実施（農福連携、事業者連携、企業連携、市民農園開設 等）
- 国都補助事業の活用 など

<主体・体制等>

- ・農業者、農業委員会、市、JA、関係機関、事業者 等

(2)スマート農業推進プロジェクト

<趣旨>

- ・限られた農地の中で稼げる農業を展開するためには、新たな技術を導入し、効率的な農業経営を行うことが効果的であると考えられます。
- ・スマート農業等の新技術の導入支援を行うことで、こうした稼げる農業への展開を後押しします。

<取組内容（例）>

- 農業者への説明会の開催
- 農業者（営農集団）への実施要望調査
- 国都補助事業の活用 など

<主体・体制等>

- ・農業団体（農業者）、市、JA、関係機関 等

(3)直売所ブラッシュアッププロジェクト

<趣旨>

- ・庭先直売所が多いことは本市の特徴でもあり、また今後、東村山市の農産物の購入先として、共同直売所や庭先直売所、市主催のマルシェを利用したいと考える市民が多くいることから、農業者が売上向上の潜在的な需要があります。
- ・一方で、消費者（市民）は、庭先直売所の場所や販売状況がわからないといった声や、農業者側は、庭先直売所の老朽化による改修費用や農産物の価格が安価になりやすいこと、またコロナ禍による自動販売機の設置要望といった声があります。
- ・そのため、ハード、ソフトの両面から庭先直売所、共同直売所（JA）のブラッシュアップ支援を検討し、農業者の販路拡大につなげます。

<農産物直売所は107か所あり、東京都の26市の中で3番目>

- ・面積当たり自営直売所；6.24か所/km²（同5位）
- ・人口当たり自営直売所；7.13か所/万人（同4位）

<取組内容（例）>

- 庭先直売所・共同直売所（JA）に対する支援
- web等を活用した情報発信（位置情報、品ぞろえ情報等）支援
- 運営スキルアップ講座の開催
- ブラッシュアップ講座の開催
- JAと連携した農産物販売拠点の検討 など

<主体・体制等>

- ・農業者、市、JA、事業者 等

(4)農商工・観光連携プロジェクト

<趣旨>

- ・東村山市は東京都心部から約30kmの圏内に位置し、鉄道は西武鉄道線・JR線が東西南北に走り、市内に9つの駅を有するなど利便性の高いまちです。
- ・都心部から近いという立地条件を活かし、対外的に、農業を中心とした農商工・観光と連携するとともに、市民参画も含めた総合的な取組を検討し、新たな価値創出を図り、情報発信を行うことにより交流を促進します。

<取組内容（例）>

- 東村山市におけるストーリー性のある特産品や加工品の創出
- 特産品の販路確保（事業者、飲食店、学校給食等）
- 東村山市の特産品や加工品の情報発信
- 商工連携によるイベントの開催 など

<主体・体制等>

- ・農業者、市、JA、商工会、事業者、市民等

(5)たのしむらやま農の情報共有・発信プロジェクト

<趣旨>

- ・現状の課題として、農業者と事業者を結びつける取組がなく、マーケットのニーズが農業者に十分伝わっていないことや、市民に直売所や体験農園等の情報が十分に伝わっておらず、農業者、市民、事業者、行政の間で十分に機能していないことも見受けられ、必要な情報を必要な人にいかに「伝える」かが課題となっています。
- ・市内の「農」を取り巻く情報の共有手段の創設や、交流に結びつくことを目的とした情報発信を行います。

<取組内容（例）>

- 農業者と事業者等の情報共有の場の創出
- 農業者同士の情報交換の場の創出（新技術導入者の成果発表会など）
- 東村山市の「アグリな暮らし」の情報発信
（web発信、グループLINEの作成・運用等）
- 農業懇談会等の開催

<主体・体制等>

- ・農業者、市、JA、商工会、事業者、市民等

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

2 進行管理の仕組み

3 成果指標

※当面5年間の目標

柱	指標	現状値	目標値
(1)守る 都市農地の持続的な保全			
	○農地面積		
	○都市農地貸借の円滑化法による貸借件数		
(2)稼ぐ 元気な農業で儲ける			
	○認定・認証農業者の経営体数		
	○農業所得200万円以上の農家戸数		
(3)食べる 地産地消の推進			
	○庭先直売所の設置数		
	○学校給食での地場野菜納入率		
(4)触れ合う			
	○市民農園・体験農園の設置数		
	○観光農園の整備数		
(5)新たに産み出す			
	○東村山産農産物を新たに利用した飲食店数		
	○東村山産農産物を利用した新たな商品開発数		

第7章 農業経営基盤強化促進基本構想

農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、市町村は農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定することになっています。東村山市第3次農業振興計画を踏まえて、以下に基本構想を定めます。

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

(2) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

(3) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項